

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約に係る事項の公表(令和4年度)

松浦市教育委員会事務局 生涯学習課

業務名	業務の概要	契約の相手方	契約締結日	契約金額	随意契約の理由
松浦スポーツセンターに係る労働者派遣業務	施設の使用申請受付、設備・備品の管理、体育館部分を除く施設内の清掃等	(公社)長崎県シルバー人材センター連合会	R4.4.1	4,886,585	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当する団体であり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。
松浦市運動公園に係る労働者派遣業務	施設の開錠・施錠、設備・備品の管理、施設内の清掃等	(公社)長崎県シルバー人材センター連合会	R4.4.1	2,202,212	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当する団体であり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。
松浦市生涯学習センターに係る労働者派遣業務	施設の開錠・施錠、適正使用に係る管理等	(公社)長崎県シルバー人材センター連合会	R4.4.1	3,069,016	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当する団体であり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。
松浦市勤労青少年ホームに係る労働者派遣業務	施設の管理業務・清掃業務・使用手続事務等	(公社)長崎県シルバー人材センター連合会	R4.4.1	888,738	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当する団体であり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。
松浦市立公民館開施錠業務	市立公民館の開錠・施錠業務	(公社)長崎県シルバー人材センター連合会	R4.4.1	4,774,970	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当する団体であり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。